

2021年10月7日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所株主の皆様に対する委任状勧誘書類の送付に関するお知らせ

当社は、2021年10月6日、株式会社東京機械製作所株主の皆様に対し、下記の委任状勧誘書類を送付いたしましたので、お知らせいたします。

【委任状勧誘書類】

- ① 当社の方針と事実関係のご説明資料
- ② 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類
- ③ 委任状用紙

以 上

東京機械製作所 株主の皆様へ



当社ら方針と事実関係のご説明資料

不当な買収防衛策導入に反対の意思表示をお願いします！

アジア開発キャピタル株式会社

アジアインベストメントファンド株式会社

2021年10月

本資料の要旨



当社について

アジア開発キャピタル株式会社は東京都に本社を置く東証二部上場企業であり、アジアインベストメントファンド株式会社はその100%子会社です。

東京機械製作所に関する方針

輪転機の製造・販売・メンテナンスの継続をお約束いたします。当社はアジア圏にネットワークを持つ投資会社として、東京機械製作所の持続的発展に寄与したいと考えております。

今回の臨時株主総会について

10月22日に実施予定の株主総会は、当社の議決権を無効とした上で、議決権行使できる株主を恣意的に決定しており、極めて不当なものです。東京機械製作所の経営陣は、一方的に当社を株主から追い出そうとしております。したがって、当社は本株主総会の議案に反対しております。

委任状の返信方法

同封の委任状の賛否欄に【否】に○印を記入し、必要事項を記載の上、議決権行使書もしくは本人確認書類のコピーを同封して付属の返信用封筒をご投函下さい。返信用封筒はできるだけ早期にご投函ください。

アジア開発キャピタル 及びアジアインベストメントファンドについて



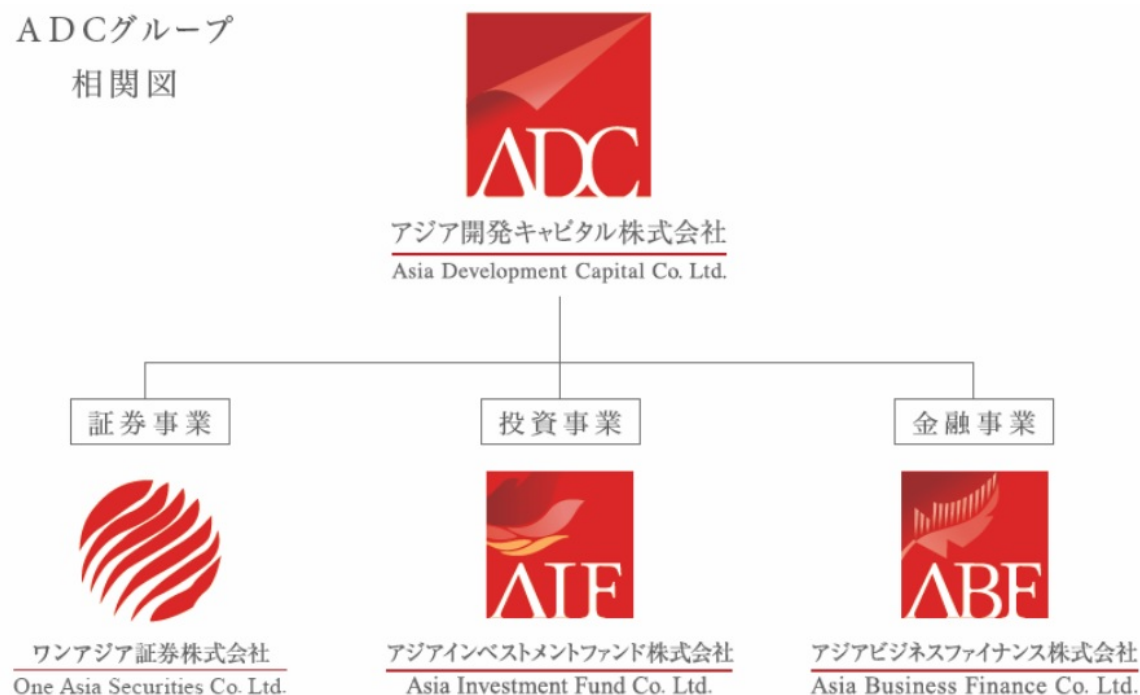
アジア開発キャピタル株式会社(東京証券取引所第二部(コード:9318))

発展するアジア諸国と日本をつなぐプラットフォーム。それが私たちアジア開発キャピタルの役割です。

日本とアジアをフィールドとしてグループの総合力と経験豊富な人材、そして多彩なリソースを活用し、企業への投資・助言を通じての企業価値向上を追求します。

代表取締役社長:アンセム ウォン

ADCグループ
相関図



当社らの東京機械製作所への関わり方に関する方針



当社らの方針

1. 輪転機の製造・販売・メンテナンスの継続
※ 東京機械製作所策定の「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み」に賛同しております。
2. AI、AGV、ICTなどの新規事業について、当社のネットワークを最大限に活用し、コスト削減・技術力の向上に寄与
3. 新聞のWebシフトなどの時流に対応したサービスを提供するなど、成長し続ける会社作りに貢献
4. 現時点で、取締役候補者の派遣は行わない
5. 株式買収要求はせず、非公開化も求めない

一方で

東京機械製作所には、明治時代から培ってきた新聞用輪転機というかけがえのない資産があり、この事業の継続を堅持します。一方で、事業の差別化や付加価値の提案等を通じて、新たな時代の要請に応えることで、新聞業界という公共インフラの発展、東京機械製作所の持続的発展に寄与できるものと考えております。

東京機械製作所の対応

- 具体的事業計画等を説明せず、一方向的に対話を拒否している
- 極めて不当な手段を用いて買収防衛策を導入し、当社らを締め出そうとしている

輪転機事業を維持しつつ、シナジーを実現させ、 持続的発展に寄与する



輪転機事業

製造・販売・メンテナンスを中止することは絶対に無い。
一方で、縮小するマーケットの中で、少ない更新需要を受注しつつ、地域・分野の垣根を越えて積極的
に行動することも課題だと認識している。

新規事業

特にAI技術に関しては、当社のネットワークを最大限に活用し、コスト減・技術力向上の可能性を検
討する余地がある。AGV(自動搬送装置)は、他国で利用されているものに相当なスピード優位があ
り、事業再検討等の余地がある。

新サービス

Web化の流れは止めることはできない、Web化を促進する事業分野への進出を検討する余地がある。

取締役

ただちに役員を派遣することだけがハンズオン型投資手法では無く、建設的な対話と適正な議決権行使、例
えば硬直化した組織風土に変革をもたらすことも企業価値の向上に資するものと考えている。これを
実現するために、まず、現経営陣に経営を委ね、建設的な対話を行うことが重要だと考えている。

株式の買収

中長期的に保有する予定であり、少なくとも1年以内の売却は検討すらしておらず、今後、企業価値・
株式価値の向上に資する提案を行う。株式買収要求および株式非公開化は要求しない。

これらの方針で建設的な対話を試みているにもかかわらず、一方的に拒否されている

当社らによる東京機械製作所株式取得経過などについて_1



【取得経過】

- ◆ 2020年から、投資先候補の1つとして海外他社と比較するなどウォッチしておりました。
- ◆ 2021年6月、株式取得を開始しました。
- ◆ 2021年9月14日現在で、議決権の40.2%を保有する筆頭株主となっております。

…にもかかわらず、議決権行使できない可能性があるという異常事態です！

【取得方法】

- ◆ 一般的な証券会社が提供する売買ソフトを使用して、市場内で取得しており、何ら特別な取得方法ではありません。

- ✓ 東京機械製作所に関する様々な分析を実施したうえで取得しております。
- ✓ 市場内取引(立会取引)により適法に取得しております。
- ✓ 「買い上がり」のような取得方法ではなく、また、東京機械製作所経営陣が言う「TOB規制の潜脱行為をした」等の主張は全くのデタラメです。

当社らによる東京機械製作所株式取得経過などについて_2 ～東京機械製作所は、当社に対する歪曲した情報発信を執拗に実施している～



<8月27日の面談時におけるアジアインベストメントファンド(AIF)らの発言要旨>



アジア開発キャピタル
(AIF親会社)
代表取締役社長

印刷業界に関しては素人で、東京機械製作所の事業に係る知見は全く無い。

役員を派遣したり、経営に口を出すつもりはない。

長期保有を前提に株主の権利を適切に行使することで企業価値を向上させ、キャピタルゲインを得ることが目的である。

「経営に口を出すつもりはない」どころか当社の経営改革を妨害している

東京機械製作所「臨時株主総会補足資料」P4

<8月27日(金)の面談時におけるの発言要旨>

アジア開発)

輪転機業界に関しては、私の父がマレーシアで印刷工場をやっていた関係で、興味を持っていました。海外の企業と比較したり、時間をかけて勉強しました。東京機械製作所は歴史が長い会社で、メンテナンスもしっかりできる会社なので、非常に魅力ある会社だと思います。我々はマーケットで売買することが目的ではなく、…事業を大切にしたい、その会社が元々やっている本業を大事にしたいんです。我々は輪転機業界の人間ではないので、現時点では、経営に関しては一切口を出すつもりはありません。投資会社であれば、安く買って高く売却するのが普通と思いますが、当社はそのようなつもりはありません。

東京機械製作所)

長期で我々の事業を見守っていただくということでしょうか。私も含めて、今日お伺いして、こういうような感じでお話できるとは実は思っていなかったです。正直に可能な限りインサイダー以外のことをお話しするつもりになりましたし、ウォン社長が御自分のお考えを正直にお話ししていただいたことがよく分かりました。その上で、今までお互いの書面で、ちょっと過激な物言いを私もしましたし、皆様もそうかもしれない。それは書面だからしょうがないと思います。その上で、本当にこれから、御社のウォン社長を始め皆様も我々も、より良い状態にならなければ意味がないと思いますので、是非そのスタンスをお願いしたいと思えます。

業界に関する一定の知見はあり、経営改革の妨害など全くしておりません！

当社らによる東京機械製作所株式取得経過などについて_3

～建設的な対話を無視した一方的な対抗措置の乱発～



◆ 8月30日(月)午前9時、東京機械製作所は、取締役会限りで、当社らを標的とした買収防衛策を発動し、当社らの議決権を行使させないという、極めて不当な決定をした。

※ 8月30日(月)は、8月27日(金)面談の翌営業日でした。



- ✓ 臨時株主総会において、当社らの議決権を行使させないことを決定
- ✓ 「差別的取得条件等が付いた新株予約権の無償割当(ポイズン・ピル)」及び当社らの議決権行使を除外・制限しながら株主意思を確認するという臨時株主総会の開催
- ✓ 会社の優良資産や高収益事業等を他に売却することによって、買収者の意欲を削ぐ焦土作戦(クラウン・ジュエル)を導入
- ✓ 従業員に対して割増退職金や就職斡旋等を行うことにより、人件費を高コスト化して、買収者の意欲を削ぐ買収防衛策(ティンパラシュート)を導入

当社らによる東京機械製作所株式取得経過などについて_4 ～東京機械製作所は、当社らに対する歪曲した情報発信を執拗に実施している～



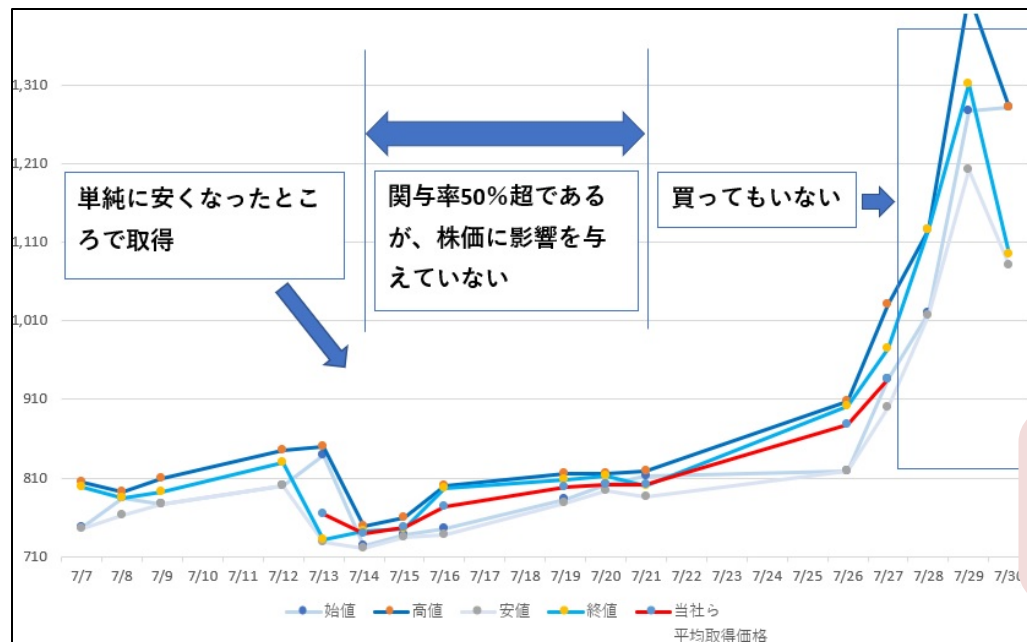
<アジアインベストメントファンド(AIF)による当社株式の売買>

日付	出来高	AIFの 買付株数	AIFの 市場関与率	AIFの 保有比率
2021年7月13日	1,410,300	257,000	18.22%	8.08%
2021年7月14日	1,129,200	594,600	52.66%	15.01%
2021年7月15日	998,500	533,300	53.41%	
2021年7月16日	503,600	17,300	3.44%	
2021年7月19日	515,600	212,700	41.25%	
2021年7月20日	526,600	236,700	44.95%	
2021年7月21日	884,800	540,600	61.10%	32.72%

- AIFらは、**市場内で急速かつ大量に、当社株式を買集め**
- 出来高に占めるAIFの取引割合(市場関与率)が**4割～6割超**に達した日は5営業日にも及ぶ
- これらの取引において、AIFの兄弟会社である

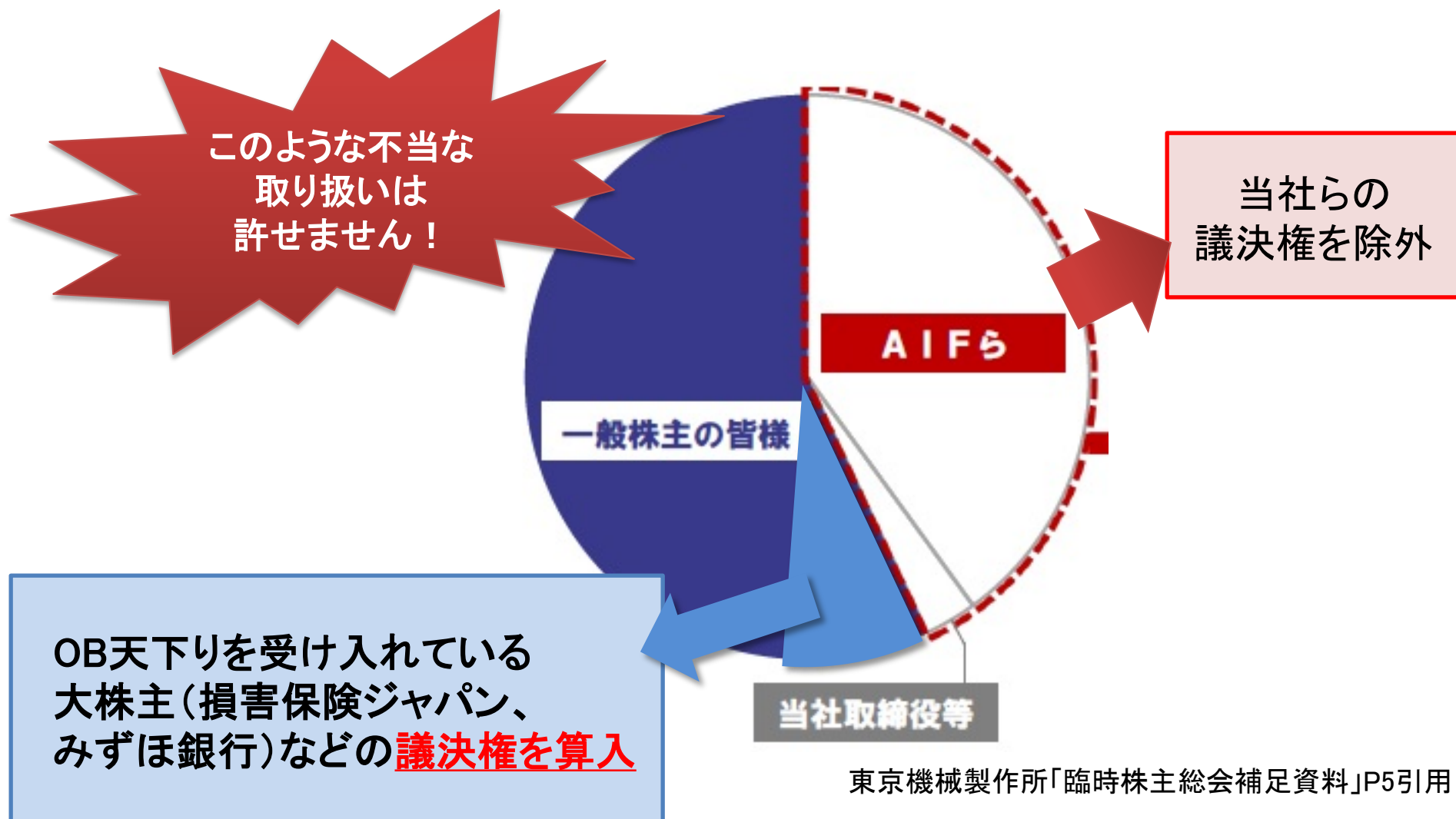
東京機械製作所「臨時株主総会補足資料」P5

市場関与率が高かった5営業日においても株価に影響を与えていない



クロス取引も買い上がりも一切ありません！

臨時株主総会で決行されようとしている状況について ～東京機械製作所は、議決権行使できる者を恣意的に決定している～



東京機械製作所「臨時株主総会補足資料」P5引用

委任状（当社送付分）・議決権行使書（東京機械製作所送付分）

を返送用封筒で当社（アジアインベストメントファンド）へご返送ください！

開催日3日前の10月19日(火)までにはご投函ください。

1. 委任状(当社送付分)にご記載のうえご返送ください。

- ① 議案の賛否欄には【否】として○印をご記入ください。
- ② 委任状を書いた日付をご記入ください。
- ③ 株主様ご自身のお名前とご住所をご記入ください。

※ 法人名義の場合には、会社名、代表者名、本店所在地をご記入ください。

- ④ ご捺印(認印可)をお願いします。

※ 印鑑がお手元がない場合、上記③のお名前でご署名いただいていた場合は、空欄でも結構です。

2. 議決権行使書(東京機械製作所送付分)は、何も記載をせずご同封ください。

3. 当社に委任状をご返送いただいた場合、東京機械製作所から送付された委任状については、東京機械製作所にご返送されませんようお願い申し上げます。

委任状の記載・返送方法（２）



1. 本人確認資料について

東京機械製作所から送付された議決権行使書が本人確認資料となります。
よって、必ず、東京機械製作所から送付された議決権行使書を添付の上、返送用封筒で当社（アジアインベストメントファンド）へご返送ください。

2. 議決権行使書を紛失された株主様

運転免許証や健康保険証の写しでも、有効な本人確認書類として取り扱いますので、添付のうえ、当社（アジアインベストメントファンド）へご返送ください。

その他の本人確認書類として有効な書類(いずれか一点)

株主が個人の場合

- ・印鑑登録証明書(但し、委任状に押印された印鑑に係るもの)
- ・運転免許証(運転経歴証明書を含む)/各種健康保険証/国民年金手帳/身体障害者手帳/母子健康手帳/在留カード/特別永住者証明書/個人番号カード/住民基本台帳カード/旅券(パスポート)の写し
- ・上記のほか官公庁発行書類等で氏名・住所の記載があり顔写真が貼付されているものの写し

株主が法人の場合

- ・印鑑登録証明書(但し、委任状に押印された印鑑に係るもの)
- ・登記事項証明書の写し
- ・上記のほか官公庁発行書類等で法人の名称・本店又は主たる事務所の記載があるものの写し

本邦に在留していない外国人株主様、及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人株主様の場合には、上記の書類に代えて、以下の書類でも結構です。

- ・日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって本人特定事項の記載のあるものの写し

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

東京都中央区勝どき一丁目13番1号 イヌイビル・カチドキ4F
アジアインベストメントファンド株式会社

2. 議案及び参考情報

議案 新株予約権の無償割当ての件

上記議案の内容は、株式会社東京機械製作所の「臨時株主総会招集ご通知」7頁以下の株主総会参考書類に記載のとおりです。当社は、上記議案による新株予約権の無償割当て（本対抗措置の発動）に「反対」しております。

以上

委任状

私は、株主 アジアインベストメントファンド株式会社 を代理人と定め、下記の事項を委任します。

- 令和3年10月22日開催予定の株式会社東京機械製作所臨時株主総会（継続会又は延会を含む。）に出席して、下記の株主提案に係る議案（以下「原案」という。）につき私の指示（○印で表示）に従って、基準日（令和3年9月14日）時点で私が保有する株式に係る議決権を行使すること。ただし、各議案につき賛否の指示をしていない場合、原案に対し修正案が提出された場合（株式会社東京機械製作所から原案と同一の議題について議案が提出された場合を含む。）、及び原案の取扱いその他の株主総会の運営（株式会社東京機械製作所から原案と同一の議題について議案が提出された場合等に関する原案の議決の諮り方を含む。）に関する動議が提出された場合は、いずれも白紙委任とします。
- 復代理人を選任すること。

記

議案	原案に対する賛否		
新株予約権の無償割当ての件	原案に対し	否	賛

令和3年__月__日

株主 住所

氏名又は名称

